

## 告示

### 埼玉県告示第千二百八十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十二月九日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール春日部

埼玉県春日部市大字下柳字森田四百二十番地の一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝

東京都港区芝三丁目三十三番一号

（変更後） 三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目一番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） イオンリテール株式会社 代表取締役 井手武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計九十三者

（変更後） イオンリテール株式会社 代表取締役 井手武美

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一 外 計九十四者

#### ハ 変更年月日

令和四年十月三十一日外

#### ニ 届出年月日

令和四年十一月十七日

#### 二 縦覧期間

令和四年十二月九日から令和五年四月九日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年十二月九日から令和五年四月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課